

特別職の職員等の期末手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十五号

特別職の職員等の期末手当等に関する規則の一部を改正する規則

特別職の職員等の期末手当等に関する規則（平成二年広島県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「第三条第三項ただし書及び第四項ただし書」を「第三条第二項ただし書及び第三項ただし書」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。